

丸山漁港 漁港施設等活用事業の実施計画審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 丸山漁港 漁港施設等活用事業の実施者の公募審査委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、漁港施設等活用事業の実施者の選定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織することとし、委員長及び委員は以下の者をもって充てる。

(五十音順)

	所属	役職等	氏名
委員長	淡路県民局	局長	川井 史彦
委員	南あわじ市 産業建設部	部長	川上 洋介
委員	南あわじ市連合自治会	理事	木場 一善
委員	農林水産部 水産漁港課	漁港整備官	小寺 寿充
委員	洲本農林水産振興事務所	所長	杉本 英久
委員	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科	特任教授	古田 菜穂子

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査基準)

第5条 提案の審査基準は別に定める。

(審査方法)

第6条 提案の審査は書類審査及び必要に応じて応募者へのヒアリングを行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、洲本農林水産振興事務所管理課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員及び事務局は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし又は自分の利益のために利用してはならない。

2 その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要領は、令和7年6月30日から施行する。